

『維持管理・除草作業の創意工夫について』

長岡管内維持管理・除草作業

株式会社 曙 建設

現場代理人 粉川 喜代治

監理技術者 粉川 喜代治

1. はじめに

本工事は長岡管内の維持管理・除草作業で、除草作業は6月・9月の年2回行うもので法面5割箇所については花火のために7月を加えた年3回行うなかの創意工夫について報告します。

2. 工事概要

工事場所：新潟県長岡管内

工期：平成21年4月1日～

平成22年3月31日（365日間）

工事内容：維持管理 1. 0式

除草（右岸、左岸）1. 0式

3. 創意工夫について

- (1) グリーンコンパスを整備するよう指示（指示番号16）を受けた。そこで周囲の環境と調和したものにすべく、監督員の許可を得て、蓮潟にある伐採木を花壇のサークルに利用した。



- (2) 中島地内河川敷の管理用道路入り口に車止を設置するよう指示（指示番号55）を受けた。そこで不要になったクッションドラムを監督員の許可を得て、内部にコンクリートを打設して車止とした。



- (3) 蓮潟左岸にて車止を設置するよう指示（指示番号8）を受けた。そこで資源の有効利用を図るため、監督職員の許可を得て、蓮潟にある伐採木を車止に利用した。



- (4) 移動用仮設トイレを現場作業員だけでなく、地域の通行者の方に使用していただきました。

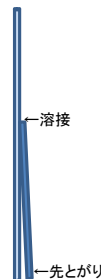
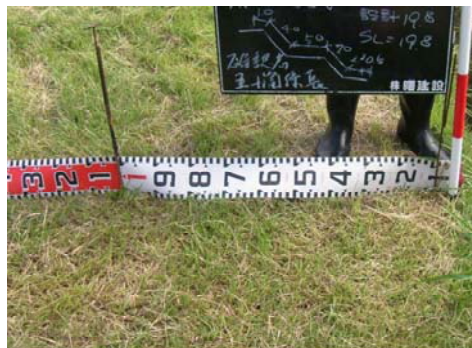
「草丈が高いときはよいのですが、きれいに刈ると、見通しがよくて・・・（笑）、助かります」という声でした。



- (5) 機械への給油時に使用している吸着マットに漏れ防止として、またバラバラになるので、四隅を縫い青シートで覆いました。



- (6) 法面出来形測定に以前は大勢の作業員を使用してやりましたが、鉄筋を加工して挟めて立たせるできるように製作しました。労務費も削減でき、また作業員で法面の状況が見えにくかったが、見通しがよくなりました。



- (7) 化成肥料は、人体には原則としては無害ですが、皮膚の弱い方や動物に多少かゆくなったりするらしいので、製造業者に聞いて1週間は立ち入らないほうがよいということで、心配性の方向けに数カ所設置しました。
(今まで、なにを播いているのか解らなかつたらしいです。)



- (8) 草がのびて来たのにいつ刈るのだろうと心配されている住民の方がおられるようなので、現地に設置しました。



- (9) 施工体系図や緊急時体制図等が現場に設置しておくことが義務づけられていますが、除草作業は日々移動していくので、両面の折りタイプの看板にしました。結果、取扱や移動も容易になりました。



(10) スケルス工事看板(SLタイプ徐行) 550×1400 (NETIS登録番号 TH-020060-A) を使用し、看板裏の見通しを良くしました。



(11) 品質管理測定時に付近が草で見えにくいため、板をバックにすることで見えやすくしました。



4. まとめ

今回の維持管理・除草作業において、これといって目立つような工種や工法はありませんでしたが、ちょっとした工夫により地域住民への配慮や地域環境の調和について少しばかり貢献できたのではないかと考えております。

最後に工事期間中にご理解とご協力いただきました地域住民の皆様と、ご指導いただきました長岡出張所ならびに信濃川河川事務所の職員の皆様、そして無事故無災害で工事を完成することができた工事関係者に深く感謝申し上げ、報告を終わります。